

平成 2 6 年 6 月

美里町教育委員会臨時会会議録

平成26年6月教育委員会臨時会議

日 時 平成26年6月9日（月曜日）

午後3時 開議

場 所 美里町中央コミュニティセンター第3研修室

出席委員（5名）

1 番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2 番	委員長職務代行	成 澤 明 子 君
3 番	委 員	後 藤 眞 琴 君
4 番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5 番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員 な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	渋谷 芳 和 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君

傍聴者 3名

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

午後 3 時 0 0 分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 皆さん、こんにちは。

平成26年 6 月教育委員会臨時会議を始めることにいたします。

日程第 1 会議録署名員の指名

○委員長（佐々木勝男君） 日程第 1、会議録署名委員の指名ということで、2 番成澤委員、3 番後藤委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

日程第 2 美里町小牛田地域学校給食センター基本構想について

○委員長（佐々木勝男君） 協議事項で日程第 2 でございます。本日は、1 件でございます。美里町小牛田地域学校給食センター基本構想についてということでございますので、このことについて事務局のほうから提案の説明をお願いいたしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、ただいま委員長のほうから説明ということでございましたので、事務局より説明させていただきます。

先日、5 月 29 日でございました。5 月教育委員会定例会を開催させていただきまして、その際におきましても「学校給食センター基本構想」について協議いただいたところでございます。その協議の内容につきましては、以前より町長に対して行っておりました基本構想の返却に係る依頼文書の内容確認でございました。そちらを協議していただきまして、それを受けた後、5 月 30 日金曜日でございましたが、朝 8 時半より、委員長、教育長、教育次長、あと事務局の 4 名で町長、副町長、総務課長列席のもと基本構想の返却の依頼を改めて行ってきた次第でございます。

その中で、町長のほうから教育委員会へ、「慎重に、かつ十分に協議した内容はわかりますが、その返却する理由に書かれている文言に付随する各事項をきちんと教育委員会でまとめてありますか」といったお話がありました。まず、剽窃問題に対する不適切な処置、また基本構想を再提出することなどと言っております。その「など」の部分にはこういった事項が含まれるのかきちんと教育委員会のほうでは把握していますかと。これについては、町民の方々にも聞かれる場合があるだろうし、6 月に開かれます定例議会の一般質問でもそういった質問がされる場合があると思われる。

教育委員会として、このような返却の依頼を出した上は、そういったところをきちんと委員会でまとめた上で、町民からの意見や、あとは議会に臨んでいただきたいというお言葉があり

ました。私たちは助言と捉えておりましたが、そういった言葉がありました。

それにつきまして、その場で委員長、教育長と、その会談が終わった後お話しさせていただきましたときに、それでは改めて臨時会などの開催を行った上で、教育委員全てが同じような意見、総意でもって、この返却していただきたいという文書を作成したのだと、そういった部分をもう一度確認させていただく場を設けたほうがいいのではないかとということになりましたので、本日この臨時会の開催となった次第でございます。

今回、協議していただくことにつきましては、町長からいただきました5月13日文書にあります「これまで大きな物議を醸したこと」というのはどういったことをあらわしているのか。また、「町民の方々に対して迷惑をかけた」ということは、どういった事項をあらわすのか。3つ目としましては、議会において議員の質問に対する答弁の責任などはどういったことなのかといったことを、この教育委員会臨時会場で改めまして協議していただきたいと思っております。

なお、この協議させていただいたことにつきましては、いつまでというわけではございませんが、町長に対して改めて「こういったものであります」ということで提出させていただきたいということで、委員長とは既に協議はさせていただいております。ですので、きょうこの場で協議いただきまして、その部分を何日までということではございませんが、後日町長のほうに提出させていただきたいと考えている次第でございますので、よろしくご協議いただきたいと思います。

以上が、きょうの臨時会の協議事項を行う理由でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま事務局のほうから提案ということで御説明があったとおりでございますけれども、5月に提出いたしました中で、先ほどの物議に関すること、迷惑に関すること、議員に関することということで、特にこの3点についてそれぞれの委員の皆さんから御意見をいただきたいということでございますので、そのような方向で進んでいってよろしいでしょうか。

まずは、「など」というところの表現がございましたので、補足することが出てくると思いますし、さらにこの委員会の前に吉田 實さんと先ほど懇談をいたしましたので、その中でいろいろな説明を受けたことにつきましても含めて、これから御意見をいただきたいと思います。

特に指名いうことはいたしませんけれども、後藤委員さん。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は最初に確認しておきたいのは、この5月13日に町長から教育委員長さんにあったもの、これは僕はもっともなことではないかというふうに判断しまして、それ

でこの教育委員会で議論していいのではないかと。町長から言われたから議論するのだというのではなくて、教育委員会としてもっともなことなのでそれに沿って議論すると。そのことを僕はまず第一に確認しておきたいと思います。その辺について、他の委員さんのお考え、意見はどうでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） この文書に関することで御意見があれば、今、後藤委員さんからも教育委員会として、それは当然のことながら協議していかなければいけないというようなことでお話をいただいているわけでございます。じゃあ、このことを踏まえて協議を深めていくということによろしいですね。

（「はい」の声あり）

それでは、先ほど事務局のほうからも、キーワード的に物議だとか迷惑とか議員に対することとか出ておりましたので、どの項目からでも結構でございますので、お話をいただいてまとめていきたいと思いますが、よろしくお願いします。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 今までの経過が、僕なんかはわからないところがありますので、これまで大きな物議を醸した云々ということ、これは委員長さんなりこういうことがあったということをもとめたものはおありでしょうか。これ、先ほど吉田さんからの提言という形で提供されたものは拝見させていただいたと思いますけれども、例えば吉田さんからのこういうこともあったのだというのを、教育委員会としては物議を醸したとか、町民の方々に対して迷惑をかけたとか、答弁の責任の所在などというところで、今までまとめたものは特別ありませんか。

○委員長（佐々木勝男君） 資料としてまとめたものという意味ですか。

○3番委員（後藤眞琴君） きょうのためのものはないとしたら、例えば参考資料として吉田さんが提供していただいたものをもとにしていくということもあり得ると思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど、いわゆる5月13日付でいただいた文書、その中で出されて町長から示されているものもございますし、あと先ほどの懇談の中でも質疑応答の時間を取りながらその話を煮詰めてきたところもございますので、そういったところも含めてということで、考えておったのですが。

○3番委員（後藤眞琴君） それはよくわかるのですけれども、町長が13日に委員長さんに宛てたところで、これまで大きな物議を醸したこと、町民の方々に対して迷惑をかけたこと、町議会での質疑に対する答弁の責任所在など。ですから、これを教育委員会として、今までこういうことがあったという参考のことをまとめたものがあるのかなと思ってお聞きしたと。

○委員長（佐々木勝男君） 特に資料はございません。

○3番委員（後藤眞琴君） それだったら、吉田さんが提供してくれたものをもとに、ここから議論していいのかどうか、その点も。

○委員長（佐々木勝男君） その辺は皆さんいかがでしょうか。今、後藤委員さんのほうからいただいた御意見に対してはいかがでしょうか、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） すいません。冒頭で寒河江さんが、3点きちんと答弁できるようにという言い方はおかしいのですけれども、3点こういったことを明らかにしなさいと町長さんの側から話されたということがあったのですけれども、申しわけないですが、もう一度その3点の説明をお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 私のほうからでよろしいですか。

○委員長（佐々木勝男君） お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、5月30日の朝に、先ほどもお話ししましたが町長に対しまして29日に協議した内容の文書をお持ちさせていただきました。その文書についてはお受け取りいただいた次第でございますけれども、受け取っていただいた後に教育委員会のほうでこの返却を依頼する理由に、剽窃問題または基本構想の再提出などで町民の不信感を抱かせていると。また、町議会を混乱させていると。こういったことを受けて、町民の皆様初め議会の議員さん、または町長に対して迷惑をかけていたことを深く陳謝しますという文章がございます。ただ、この文章の中でうたってはいますけれども、これは5月13日に町長から教育委員会に対してのアドバイス、提言されていることを受けたものです。5月12日付の文書の返却についての部分を踏まえた文言だったと私たちも考えておりました。

ただ、町長からは、自分が出しました「これまで大きな物議を醸したこと」は、何をこの部分であらわしているのですかと。また、町民の方々にも陳謝すると言いましたが、町民の方々に対してどのような迷惑をかけたことを陳謝するのですかと。また、町議会の方々にも陳謝していますけれども、町議会議員の方々の何に対してそのように御迷惑をかけて陳謝しているのですかと、そういったことをきちんと説明できるように教育委員会として、組織としてきちんと協議されているのですかといったことがお話ありました。ですので、その部分につきまして明確にその場ではお答えもできなかったものでございますので、その町長との会談が終わった後、委員長、教育長と相談させていただいて、先ほどから言っているとおり、改めて教育委員会を開催させていただいてそういったものを協議したらよろしいのではないかとということでしたので、きょうこのような場を設定させていただいたということでございます。

ですので、これについては先ほど最後に申し上げましたが、町長のほうに改めましてこうい

ったことでしたといったことを文書にしまして提出させていただきたいと思います。それについては、この間のようなきちんとした文書ではなく、箇条書きになるかもしれません。ただ、そういうものを作成するに当たりまして、委員皆さん方の意見や思いをお聞きしないといけませんので、きょうこの場でお願いしたいということでございます。

○3番委員（後藤眞琴君） 今、寒河江さんの、これは教育委員会で決めることですよ、箇条書きにしたらいいかどうか。いわゆる文書化しないで。その辺のところは教育委員会で決めることですよ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、その通りであります。申しわけございませんでした。事務局の思いが入ってしまいました。それは教育委員会で決めていただくことでございますので、教育委員会の意思に従って事務局はそれを進めてまいりたいと思います。申しわけありませんでした。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） 寒河江さんの話ですと、この1枚の文書には言葉として端的に、抽象的にといいますかあらわれているけれども、具体的にその裏にあるものをきちっと把握しているのかということを問われたということでしょうか。それを持っていて、例えば議会で答弁できる状態にあったにしても、それを議会で答弁する前に、具体的にそのことに関してはこうなのだという文書化して抽象的にということですか。提出するというのはこちらで決めたことですか、町長部局から言われたことではないのですか。

○委員長（佐々木勝男君） では、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 後藤委員さんが言われたのですが、これは教育委員会としての反省なのです。町長から言われたから云々ではなくて、教育委員会として総括的な協議をしなくてはいけない。やってはきているのですが、まだまだ不足だと。それから、議会の答弁のために云々ではないのです。教育委員会としてこのことはどうなのかと。それをまた議論していただきたい。ですから、具体云々というのは、これは後からついてきたものであって、私たち自身の意識、気持ちです。再発防止するために、やはりだめなものはだめと、きちっとその辺を整理して、改めてやらなくてはいけないという、そういう議論といいますか協議をこれからお願いしたいということですが。

それで、これまで「大きな物議を醸した」ということ。「大きな物議」とは何なのかと、具体的にそろそろ入っていただきたいのですが、私もこの中で古い方なので、やはり後藤委員さんが言われた基本構想の剽窃問題、これは大変大きな問題だと思います。それが著作権

法にも抵触すると。そういった剽窃問題に対する不適切な処理対応、これは教育委員会として大いに反省しなくてはいけないことである。平成22年4月に建議という形で出しておるね。その後に剽窃問題等々が発覚し、さらに平成22年6月教育委員会定例会で「踏絵発言」の問題等も出ております。そういったことが私の認識では大変大きな物議なのかなというふうに思っております。不適切な処理対応であったと。それをどうすればよかったのかと。その時点までさかのぼって、私自身どうのこうのと今意見は持っていないのですけれども、大きな物議といえはそのほかはもちろんもっとももっとあったと思いますが、大きなものといえはその2点かなというふうに捉えております。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　今、教育長さんから提案があって、そのことについて議論を深めていくのか、あるいは2番目の町民の方々に対して、町長さんの、迷惑をかけたこと、それを出してもらって話を議論進めていくのか、その辺のところを詰めていったほうがよろしいのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君）　先ほどから言っていますように、「大きな物議を醸した」ということはどういうことなのか、その確認ということと、さらに2つ目は町民の方々に対して迷惑をかけたことはどういうことなのか。3つ目は、町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在ということはどういうことなのか、そういうのが大きな3つのことと思います。

あと、「など」というのもありますけれども、それは一応3つのことをいま一度確認して、それ以外にどういう項目があるのか確認した上で、次に進めるというようなことにしたいと思うのですが。どうぞ。

○2番委員（成澤明子君）　町民の声というのは、はっきりはよくわかりませんが、1つには給食センターがそもそも必要だったのか必要でなかったのかというのが1つあって、必要だとすれば、じゃあどういうセンターをつくっていくかという段階になって、いろいろな剽窃の問題であるとか、データが事実と異なる資料が上がってそれをもとにして計画が組み立てられたとかという、何というか、問題になっていったと思うのですけれども、教育委員会としてはそもそもあの数字というのか、町当局からセンターをつくった方がいいのではないかとということ言われて計画して、苦労してここまで時間もお金もかけて構想を練ってきたのではなかったのかなと、私の認識が違っていたかもしれませんけれども。

それで今、この時期、町長部局から全くもう白紙にして考えるのが必要だとか、いざつくった文案に対していろいろな迷惑をかけているのではないかとされているので、何かちょっとど

うなのかなという疑問もあります。認識不足で済みません。

○3番委員（後藤眞琴君） 今の成澤さんの意見は、実は大きな物議を醸したその前の原因を論じるべきだということになりますか。

○2番委員（成澤明子君） 4,000筆のその署名を集めたあの文書を見る限りでは、そもそもセンターそのものは余り必要と思わないという文面だったと思うのですけれども。今までは、まずつくらなければいけない、そのためにはどうしたらいいかということで教育委員会は基本構想に携わってきたように思います。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） その辺のところを、いま成澤委員さんのお話で御存じの方、センター構想というのは、そもそもどこから出てきたのだと。教育委員会から出てきたのか、町長サイドから出てきたのか。その辺のところをおわかりだったら教えていただければと思います。

○委員長（佐々木勝男君） その経過、お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 私が学校の現職のころ、再編審議委員ですか。学校給食施設再編審議会というのを平成20年になりますかね、教育委員会で立ち上げて審議してくださいという諮問をいただきました。それで、諮問書などを確認しますと、もう給食センター化というのが前提だったのですね。「自校方式とセンター方式について協議しなさい」ではなくて、センター化を目指したいと、場所はどこにつくるのか、ちょっと今は細かな資料はないのでありますが、4つか5つありました。給食のあり方についてどうのこうのではなくて、センター化を目指して、場所の問題、経費の問題だったか、南郷学校給食センターとのかかわりについて。ですから、もう給食センター化というのがもうあったのですね。そして、町の総合計画を見たところ、やはり給食センター化という言葉、文言が、町全体の総合計画の中に教育委員会関連でありました。ですから、なぜセンター化でスタートしたのか、教育委員会、前々からそういった希望があったとか、そういったお話は受けてあります。

○2番委員（成澤明子君） 今、平成22年のその審議会が諮問されたというお話でしたね。

○教育長（佐々木賢治君） 20年です。

○2番委員（成澤明子君） 平成20年。要するに、教育委員会からセンター化というのは提案したわけではなくて、町当局から既にそういう計画がある、それは合併前でしたか。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員会から諮問をいただきました。

○2番委員（成澤明子君） 教育委員会から。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員会から。町から学校に諮問するのはあり得ませんので、教

育委員会からそれぞれ代表者が、私は校長会の会長をやっていたので、ですからそのことでその委員になったのです。それぞれいろいろな関係部署の方がその審議委員になって。ですから、諮問書にも、その中にもセンター化ときちんと位置づけられていましたね。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、再編審議会にこういうことを審議してくださいと教育委員会がお願いしたと。そのときにはもう、教育委員会がセンター化をするのだという、その審議をしてくださいというような内容だったと、そういうふうに捉えてよろしいのか。そうすると、その時点ではもう教育委員会はセンターをつくるのだと。それで再編審議会を設けて、そのセンターをどういうふうなセンターにするか、2つとか3つとか、あるいは1つとか、そういうことを含めた審議をしてくださいと。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） すいません。審議の内容を間違ったら大変ですので、ちょっと私も資料がありませんので。ただ給食センターをつくるために、これこれについて審議してくださいと。中身はちょっと、済みませんが。

○2番委員（成澤明子君） そのセンターというのが一番最初に語られたというのは、教育委員会で語られたのでしょうか。それとも町をつくっていく、合併をしていくという過程で、町当局から出た話なのでしょうか。何かどこからか聞いた話だと、合併前に既にその話が出ていたということを聞いていますけれども、それを教育委員会が検証することなく、その言われたことを忠実に、センター化をするためにいろいろなことをやってきたということなのでしょうか。教育委員会で真面目に協議した結果、センター化をやっていこうということではなかったと言えるのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか。今の成澤委員のお話に基づくものは、旧小牛田町と旧南郷町の合併の協議までさかのぼっていくかと思います。その旧小牛田町時代でございますけれども、学校給食のセンター化というものがある程度語り始められておりました。それで、学校給食センターの建設を旧小牛田町で審議していたために、旧南郷町との合併協議の中では小牛田地域の小中学校は給食センター化に持っていきたいのだという前提のもとで合併協議は始まっていたかと思います。その中で、美里町の建設計画の中でも、その給食センターの建設というのが、1つの大きな事項になったと思われます。ですので、教育委員会でその部分、美里町の教育委員会でそれを改めて審議したのかというよりも、旧小牛田町の

教育委員会、もしくは旧小牛田町の町政の中でその給食センターというものの建設計画は温められてきたといったことがありました。

○2番委員（成澤明子君）　じゃあ、センターということが語られ始めたのは、寒河江さんの話だと旧小牛田町教育委員会、あとは旧小牛田町、両方から同時にというか、最初に語り出したのは町当局なのか小牛田町教育委員会なのかも知りたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　その件については正確にお答えをすることはできません。申しわけございませんが、鶏と卵のお話と同じでありまして、教育委員会が先だったのか町が先だったのかというのは、ちょっと当時の資料もないですので正確にはお答えできません、あくまでも教育委員会と町はやはり車の両輪のようにいかなければいけないと思っておりますので、その部分で町のほうで一応したいといっても、教育委員会が望まないものはできません。それは前の教育委員会でもお話ししたとおり、教育委員会がこういった施策を実現してほしいという財産取得の申し入れをして、初めて町のほうではそういった建設に取りかかるということになりますので、やはり両方の思いがないとそういった計画はなかなかし得ないのかなとは思っています。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○2番委員（成澤明子君）　合併前の教育委員会が打ち出したのか、町当局だったのかわかりませんが、小牛田町の時代にセンター化が必要だということがあって、そのことを尊重して、素直にずっと、いかにセンターをつくろうかということをやってきたということになるのでしょうかね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　よろしいでしょうか。当然合併当時作成された建設計画というのは、新しい町、美里町になってから行うことというのが当然その建設計画のメインとなると思いますけれども、当然のことながら旧町で持っていた総合計画、それを実現化するためのものでもあると思います。ですので、旧南郷町であれば旧南郷町のほうで作成されていた総合計画というものも、当然その建設計画のほうには網羅されたと思いますし、旧小牛田町のほうで考えていたその計画というものも、その建設計画には反映されていたと思われます。

○2番委員（成澤明子君）　はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　その総合計画に入れられた時点では、町当局と教育委員会が意見を一致して入れたというふうに理解してよろしいのですね、センター化を。それで、そこからですけれども、総合計画に入っているものを全て実際に実現しようとしたら、かなりの予算

がかかるはずですよ。その中からこれを今年度を選ぶとか、センター化とかをね。それはまたしなければならないことだろうと思うのです。そのときに、教育委員会がかかわってくると思うのです。そのかわり方を今から見ますと、教育委員会はセンター化を「よし、つくるのだ」と、センター化するのだと。そういうようなかわり方をしたのでないかと思うのです。

そのときに、本当にセンター化がいいのかどうかというのを、教育委員会でいろいろ議論した上でやったのかどうか。これは当時の会議録を見ないとわからないことかもしれませんが、いま成澤委員さんがおっしゃったのはちょっと違う、もっともって当時の教育委員会がそこにコミットしているのではないかということなのですよ、尊重したのでなくて。新たに町ができて、総合計画を立てられて、その中からどれを優先的にするかというときに、教育委員会はこのセンター化をしようというふうなコメントをしているのではないかと思うのですよ。ですから、教育委員会がそのときにきちっと議論をして、こういう理由だからセンター化がいんだというふうな議論をしているのかどうかということにもかかわってくるのだと思うのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 当時の審議経過ですけれども、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） このことについて、私もその総合計画をつくるときにどういうふうにしてつくったかわかりません。ですから、当然総合計画をつくるときに、プロジェクトチームなどがあったと思いますが、そこで勝手に決めたものではないと思います。当然、教育委員会で協議をされて、じゃあそのことをお願いしますという。課長はその辺、総合計画をつくるときの段取りなど、当時を思い出していただいて。

○教育次長兼教育総務課長（渋谷芳和君） 当時の手法等と言うと、前回の総合計画策定したときのかかわりはまた違うと思うのです。ただ、23年度の総合計画策定のプロセスはわかるのですが、その前の計画については、私もその辺に入っていなかったし、そのプロセスなどはちょっとわかりません。

○教育長（佐々木賢治君） いま課長さんが言った23年度というのは、中間見直しなのですよ。それはいろいろ審議されたようであります。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） はい、5月13日付の町当局からの文書の中で、教育委員会は本当に大きな物議を醸して「けしからん」といったことを書かれているわけなのですが、ということはすなわち、もはや給食センターをつくるということに町は全く関心を示していないのだと言ってもいいのでしょうか。

合併当時あたりは、給食センターをつくるということが1つ大きなメインでやっていこうとしたのだけれども、何年か経過して、今現在はそれほど給食センターに関する魅力といいいますか、そのあるべき意味が、消えたということは一つも言っていないのですけれども、そうとってもいいのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 受けとめ方ね。

○2番委員（成澤明子君） そうしますと本当に、何というか、私たちの考え方というのもすごく影響してくると思いますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） よろしいでしょうか、ただいまの成澤委員からお話しあった件でございますが、町長部局からいただいた文面からは、そういったことは推測できないかと思います。

ただ、これを受けて教育委員会で5月16日でしたか、臨時会を開かせていただきました。また、5月29日の定例会でも改めて協議させていただいたところでございます。その中の返却を依頼する理由の中には、「環境審議会からいただいた答申をもとにしまして、教育委員会は学校の施設整備について総合的に検討し、将来に向けた学校等のあり方について最重要かつ最優先事項と考えております」と、みずからつくった文面で述べております。ですので、この町長からいただいた文書が、「給食センターはもう無理ですよ」と、「もう教育委員会は無理ではないのですか」ということを言われているかどうかはわかりませんが、教育委員会としましては、今現在給食センターは最優先ではないと。あくまでも学校施設全体の整備を最重要としているのだよということは、皆さん方の総意で決めていただいたと思っております。ですので、お話しになった給食センターのこと云々は当然あるかと思いますが、教育委員会はそのように臨時会、定例会で、もうそこまで意思は固まっているのだといったことで、これからご協議いただければありがたいなと思っておる次第でございます。

○3番委員（後藤眞琴君） いま寒河江さんがおっしゃったことは、いつの時点の定例会で、教育委員会がセンターはありません、考えられませんというのは議論されていますか。これは僕が入ってからははっきりした記憶はないのですけれども、教育長さんが考えておりませんという発言は記憶にあるのですけれども、それ以外、教育委員会としてセンターはつくることは考えておりませんというようなことを話し合われたことは、いつの時点ですか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 私が今申し上げたのは、この文書の返却についてというこの依頼の文面をただ読んだだけです。この中身は、給食センターはもうしませんという文言

もございません。ただ、今申し上げたとおり、教育委員会が最重要かつ最優先事項と考えているのは、学校教育の環境整備について総合的に検討し、将来に向けた学校教育のあり方について方針を決定することですよと言っております。ですから、給食センターという1つの整備を最優先、第一優先で考えてすることではないと、私はこの教育委員会では決めていただいたものだと考えておったのですが、私の考え違いでありましたら御勘弁いただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君）　じゃあ、その辺のところ、まず確認をここでしてから、次の議題に入ったほうが。それで今、事務局のほうから、寒河江さんから、センター化は考えておりませんと。これはもう今の教育委員会の合意事項だというふうな、僕もその文書の読み、内容を、そういうことには異存はない。じゃあ、あとほかの委員の方は。

○委員長（佐々木勝男君）　今見ておりました、事務局のほうからも示されました「総合的に検討し、そして最重要かつ最優先事項」というふうにして5月30日に出した文書についてはこう示しておるわけでございますけれども、そういうことで、言葉としては出ていないのだが給食センターというのは優先順位ではないのだというようなことを確認したいのだということで、いま出ておるわけでございますけれども、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　優先順位ではなくて、考えていないということです。

○委員長（佐々木勝男君）　給食センターというのを考えていないと。

○3番委員（後藤眞琴君）　そういう意味ですね、寒河江さん。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　私ですか。

○3番委員（後藤眞琴君）　事務局の解釈です。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君）　私は事務局を2年以上させていただいておりますので、この給食センター問題のことや、あとは学校教育環境審議会の事務局などをしておりましてので思いが、委員さん方とちょっと食い違っていましたらすいませんが、食い違っていたら大変なことでございますので改めさせていただきたいと思います。

しかし今の美里町教育委員会の第一優先課題につきましては、町長の手元にある学校給食基本構想に基づく給食センター建設ではないのと、そういったことはどの委員さんも同じ意見ではないのかなと考えております。というのは、学校教育環境審議会から答申をいただいて、その答申の中で、学校施設というのは校舎もあれば体育館もある、校庭もある。また、プールもあれば給食施設もあると。そういった学校全体の整備を考えていくことが、これから教育委員会がしていかなければいけない本来の仕事であろうといった位置づけでこれからは進むのが、皆様方の意見ではなかったのかなと考えております。

ですので、給食センターがまるっきりのわけではないと思います。当然そういった学校施設の整備の方針を見直していく中で、やはり給食センターというのがあったほうがいいのではないかという議論にはなるかもしれませんが、ただいま美里町長の手元にある小牛田地域学校給食センター基本構想に基づくセンター建設はあり得ないのではないかと考えておりました。

○教育長（佐々木賢治君） 端的に言えば、いま寒河江補佐が言ったとおりなのですけれども、あの基本構想の取り下げを教育委員会で決めた。それで返却をお願いしたいという結末ですね。それで、現在すぐセンター化というのはとてもとても考えられない。適正規模、適正配置とか、そういったものが、喫緊の課題がいっぱいございます。それを推進していくずうっと前のほうで、学校教育施設等についても当然議論しなくてはいけないときが必ず来ます。そのときに、あるいはこれが出るかもしれません。この基本構想に基づいたそういったセンター化ではなくて。ですから、現時点でこの構想があると教育委員会でセンター化を希望しているのではないかと、それでは困るので、今取り下げをお願いしたいのですと。

ですから返してもらって、それはそれでストックしていて、ただいろいろ環境整備のことについてどんどん進んでいったときに、これはどうなるかわかりませんが、もう自校方式で、現時点でも自校方式でどんどんこれはやっていかななくてはならない。ですから、統廃合とかいろいろな問題が出てきたときに、さあ給食どうするかと、そういう議論も当然出てくると思うのです。ですから、とにかく現時点では、そういう教育委員会の考え方なのであの構想を町長さんに返してくださいという、そういうことで今いろいろ協議していると。

そのために今までいろいろ剽窃問題とか、この部分は大変申しわけなかったという謝罪、陳謝のことについて、いろいろ協議していただきたいと思いますが、そういうふうな思いで教育長をしております。

○3番委員（後藤眞琴君） 確認しておきたいのですが、取り下げたいという意味内容は、撤回することですね。5月31日に文書の返却について依頼したと。取り下げという意味内容は、「撤回」を「取り下げる」と言うときに、じゃあこれは全く同じ意味内容ですよということを確認した上で、あの字句は訂正したと。ですから、取り下げるというのは撤回することですので、ストックしておくこととはまた全然意味合いが違うのですよね。ですから、もう取り下げ、撤回したものは、参考にするようなことはまずあり得ないはずですよね。その辺のところは確認しておきたい。

もう1つ。この基本構想についてのセンターはあり得ない。これはそのとおりだと思うので

す。その次の時点で、センターを改めて考える場合には、基本的なことからセンターが子どもたちにとってどのような影響を与えるのだろうか、そういうことも踏まえた上で、もう基礎の基礎から考え直していくのだということの理解でよろしいでしょうか。

ただ、委員長、この最優先事項にするというだけだったら、じゃあ2番目の、次の優先事項になり得るとも読めないことはなことはないのですよね。ですから、センターを改めて考える場合には、基本の基本から考えていくのだと、そういう意味でセンターを考えると。そういう意味合いでよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） その辺の確認ですが。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、この間、このことについて話をしているのですよね。撤回云々という。本会議だったですかね。あれはあれで、私はそのまま生かしてほしいのです。また同じ議論を戻さないでください、お願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 前回、文章をつくる上では確認しておると思うのですね、「取り下げ」の意味についてね。よろしいですか。

○3番委員（後藤眞琴君） 改めて確認したいのは、「取り下げる」という意味内容は「撤回する」ということと全く同じ意味内容です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、成澤委員さん、どうぞお願いします。

○2番委員（成澤明子君） 後藤さんのお話、再確認なのですけれども、教育委員会としてはセンター化の考えは、凍結でもストックでもなくて、「取り下げ」イコール「撤回」であると。

そして、いずれ新たな時期を迎えて、センター化が非常に子どものためにもよい、地域のためにもよい、人々のためにもよいという状況が生まれた場合にセンターをつくるとしたら、それは基本の基本から新たに出発していくということによろしいのですか。

○3番委員（後藤眞琴君） はい委員長、基本の基本から考えるということは、当然住民の意見も十分はつきり出るということは、当然含まれておるのです。ですから、それは当事者、住民、そういうことも含めた意味での基本の基本ということです。

○委員長（佐々木勝男君） 物議の件で今、少し取り下げになった問題まで出てきておりますけれども、先ほどの物議の件では剽窃問題、不備の件ということで出ております。それ以外にも、大きな物議を醸したということ、今回の時点でこういうことも考えられたのでないとか、反省としてあるものでないのかということがあればお願いしたいと思うのです。はい、お願いします。

○2番委員（成澤明子君） 教育委員会としては、もはや現時点でのセンター化の考えはなくて、

取り下げる、撤回すると。もし、時代が進んでいって学校の環境とか世の中の環境も変わったときに、新たにセンター化が必要な時期が来たら、地域の人たちの考えも当然聞きながら基本の基本から考えていくというようなことになるであろうということを押さえたのであれば、あとは本当にみずから謝罪すべきこととか、物議を醸したことというのは、もちゃもちゃしたものがほどけるように全てわかってくると思いますので、その具体的なことをやっぱりきちっと一々この場で出したほうがいいのではないのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君）　どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　出すと同時に、それをどう教育委員会が今の現時点でどういうふう
に反省を含めた上で、箇条書きするのだったら箇条書きするとか、先ほど教育長さんから踏み
絵発言とかありました。

それと、今までの教育委員会が剽窃問題に対してどういう対応をしてきたか。じゃあこういう
点がまずかったと、こういうところ。それから、その踏み絵発言とかというものも、もうち
ょっと突っ込んだ議論をして、それを町長に具体的に示すのか文章化するのかまだ決まってい
ませんけれども、そういうこともある程度この場で話し合っておいたほうが教育委員会として
の共通理解も深まるのではないかと思う。

○委員長（佐々木勝男君）　今のことについて、それぞれの委員の皆さんから御意見をもらった
ほうがいいと思います。まず第一に、じゃあ事務局はどうお考えになっていることではなくて、
剽窃のことについてとか、踏み絵発言等についてだとか、やっぱりこういうことはこうすべき
だったのではないのかとか、いろいろなお考えがあると思いますので、そういったところでお話
を進めていただくとありがたいと思います、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君）　この踏み絵発言というのは、もうちょっと具体的にどういうことだ
ったのか、説明していただければありがたいのですけれども。

○教育長（佐々木賢治君）　新聞記事でしかわからないのですけれども、ちらっと出ている。

○2番委員（成澤明子君）　済みません、踏み絵とかそういう具体的な話になると変なのですが
けれども、何かこういうことがまずかったということを町当局に出すといったら、いかにも教育
委員会と町当局の信頼関係が非常でないという印象を私は受けるのですね。

私たちは一つ一つ、これはよかった、これはまずかったということを、過去にさかのぼって
云々していくことは必要で、しかもそれを私たちがきちんと共通理解しておくということは当
然必要なことです。それを文章にして、こういうわけでしたというもののなかののでしょうか。聞か
れたらこれはこうだと答えるような信頼関係というのがないのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） さあ、それをどう考えたらいいか。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これを読む限りは、町長から教育委員長にきた美里町小牛田地域学校給食構想返却にかかわる文章について見る限りでは、まず信頼関係はないですね。これまで大きな物議、これで、「率直に言って、貴委員会の誠意が感じられません」となっていますので、まずこれから、信頼関係がないので、これに答えるような形で信頼関係を構築していかなければならないのではないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 13日付の文章では「誠意が感じられません」という、信頼は逸しているというような受けとめが今、後藤委員さんのほうから出たわけですが、だから、その物議を醸したということは、出た言葉としては、先ほどからちょっと繰り返しますが、「踏み絵」のこととか「剽窃」のことだけでおるということでございます。

じゃあちょっと時間が押しておりますので、次の「町民の方々に対しての迷惑をかけたこと」と、具体的にどういうことなのかと問われた場合に、これをどのようにして、どのような迷惑をかけたのかということになると思いますが、そこに移っていきたいと思いますが、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 先の審議の進め方なのですけれども、1のことをみんな出し合い、2のことをみんな出し合い、3のことをみんなで出し合うような審議で進めていくということだったのですけれども、その上で、僕の理解では1の中身を詰めていくというふうな理解だったのですけれども、今の委員長さんの御発言だったら、1はもうこれで終わりだと。

○委員長（佐々木勝男君） 終わりではないです。

○3番委員（後藤眞琴君） またもとに戻ると。

○委員長（佐々木勝男君） 関連して恐らく出てくるところもあると思います。ですから、今の1は、物議は終わったのですよというのではなくて、あとずっと通して進めてまいります、共通しているところも恐らく話に出てくるかもしれません。それで、そういうふうに進めていきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） お言葉ですけれども、それだったら、踏み絵発言ということ、今のこの教育委員会がどういうふうに捉えているのかという議論は、あるいはなく過ぎてしまうかもしれませんね。それから、この剽窃問題に関して。

ですから、議論の進め方として、それをもうちょっと共通理解を深めるためには、そういう点について話していただく。やり方は、後でまたそこに戻るのか。その辺のところをはっきりさせて議論を進めていってほしいのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 戻るということですね。

○3番委員（後藤眞琴君） いや、戻るのではなくて。

○委員長（佐々木勝男君） 戻して、先ほどの物議のほうに戻しますので。はい、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） この踏み絵発言、教育長さん。御存じのところだけ、かいつまんで説明していただけますか。

○教育長（佐々木賢治君） 平成22年6月の定例会での発言、私のメモ、そこまでしか書いていないのですが、平成22年の建議したのが4月末なのですけれども、そこから2カ月後に教育委員会定例会をしているのです。これは何について協議したかわかりませんが、その新聞記事の一部を読んだところ、その教育委員会定例会で当時の委員長が、「この構想について校長先生方は賛成だろうから」とか、何かそういった文章がありました。「自校式がよいと言う校長先生はいませんでしたよね。踏み絵のようにきちんとやらないと」と、そういった発言をしてしまったのですね。それで議会で「わあわあ」なって謝罪したということは聞いていますけれども、そういうものでしたね。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） そのとき教育委員から、それについて何ら発言はなかったわけですか。これは教育委員会の定例会で発言したわけですね。

○教育長（佐々木賢治君） それまで問題になったとかというのは、ちょっと私記憶がないので。

○3番委員（後藤眞琴君） その議事録にはないのですか。

○教育長（佐々木賢治君） それにはないですね。

○4番委員（佐藤三昭君） そこはそのまま削除するということですよ。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） もう、これは大変な問題だろうと思うのですよね。だって、憲法に抵触する問題ですよ。そういう問題を発言して、しかも教育委員会でその発言を黙っているということは、認めることになるのですかね。そういうところというのは、かなり難題だね。これは、教育委員会として反省しなければならないところだろうと思う。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、剽窃問題しても踏み絵問題にしても、これは事実として、教育委員会として懺悔ですね。ですから当時どういう反省したかはちょっとあれなのですが、現在の教育委員会としてはこういうことは二度としないように。ですから、こんなことがあったのかではなくて、事実としてあったものですから、それは大変な発言です。その辺、私たち教育委員が現在、もう二度と繰り返さないように、こうった問題、あるいは事務局も含めて何

かをつくるときに、いろいろなことがあろうかと思います。そのときに、これも前にやった、いけないことを、十分反省を踏まえて二度としないというのが、そう言うしか私も言葉が出ません。

○委員長（佐々木勝男君）　お願いします。

○３番委員（後藤眞琴君）　僕は、剽窃問題も、まず法律問題にあるよりも、この道義上の問題だなと思うのですよね。教育委員会たるものがそれを知らないでやるなんていう、その無知さが、もし知らないでやったとしたら、それは許されるべきものではないですよね。もし知っていてやったとしたら、もっともっと大変なことになりますよね。そういうところを本当に僕たちが、この教育委員会でもっと真摯に受けとめて、もう二度と繰り返さないようにすると。本当にもう、小中学生にこんなことをしてはだめなのですよとか、先生が教える。それで、先生を指導する立場にある教育委員会がそういうことをしているということは、本当にもう恥ずかしいことで許されるべきことではありませんよね、道義的に。ですからその辺のところも深く反省しなければならないことだと僕は感じています。

○教育長（佐々木賢治君）　いま後藤委員さんが言われたように、まさにそのとおりだと思います。過去の問題だからもういいのでなくて、これはやはり本当に大変なことで受けとめて、私たちはこれから教育行政に携わっていくと。最近嫌なニュースばかりですけども、管理職の事件です。余計なことを言いましたけれども、やはり学校現場においてそういった事項、事件等を発生させないように、教育委員会としてもきちんとやっていかないといけないと思っております。

○委員長（佐々木勝男君）　はい。物議に関することではかにございますか。確認していきいたいところがございますら、お願いします。どうぞ。

○２番委員（成澤明子君）　吉田さんからの資料をもとに私たちは話し始めているのですけれども、ほかにもあるかもしれないということもありますよね。それから、今すぐ即答といいますか、明らかでないことも、平成になって建設した施設の廃止などということも、私もよくわかっていないのですが、そういうことであるとか、あるいは稚拙な文書取り扱い、議会一般質問といったときに、どういうことなのかよくわかっていません。そういうことを裏づけなしに話すのは大変難しいなという思いがあります。

○３番委員（後藤眞琴君）　僕の理解では、今話し合っているのは、これまでの大きな物議を醸したことというのを教育長さんが２点挙げましたよね。そのことについて今話し合って、あくまでもこの吉田さんが出されたものは、個々人の教育委員会が参考資料として見ているだけで、

これに基づいてやりますよという議論の進め方は、教育委員会はまだそういうことでやりますという承認を得ていないと思います。ですから委員長、だからもし物議を醸したことで、あればここに出して、それをどうしたらいいのかということなのでないかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） また関連があつて1番に戻るかもしれませんが、もう時間も大分押していますので、2番にそろそろいかがでしょう。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、どうしてもという事が出てくるかもしれませんが、じゃあ次のほうに移らせていただきたいと思います。

2番目の件については、先ほどの「町民の方々に対して迷惑をかけたこと」ということについて、御意見をいただきたいと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） 先ほど、吉田さんからの説明の中では、4,000名の署名と、これは陳情を受けたのは教育委員会としても受けたのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 陳情の文書ということですか。

○3番委員（後藤眞琴君） その陳情で、これを陳情して再三の働きかけがあつたと先ほどの吉田さんの説明、それを教育委員会としても受けたのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 陳情署名、受けとめ方ね。この辺のことについては、事務局のほうでも理解しているので、いつその陳情書をどのようにして受けたかということ。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育委員長さんは、記憶はありませんか。そのときまだ教育委員長は。

○委員長（佐々木勝男君） 教育委員でございせんでした。新聞写真はありました。受けている写真はあります。河北新報で持っていると思います。

○3番委員（後藤眞琴君） それでは事務局のほうからお願いします。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） いいでしょうか。私も当時いたわけではございませんが、その陳情については教育委員会にも提出されております。

○3番委員（後藤眞琴君） それで重く受けとめると、これは教育長さんが発言されたのですか、議会かどこかで。そのときの意味内容はどういうものだったのでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） あの基本構想について、剽窃問題、著作権の問題等々いろいろありまして、あの基本構想はもうだめなのでないかと、そういった反対の署名だと認識しておりま

す。ですから、あの基本構想について、教育委員会でつくったものですから大変申しわけないと、そういった気持ちの面で重く受けとめておりますと。今、こういうふう to いろいろ指摘されますと、やはりこのことについて教育委員会で協議をして、議会だけでなく町民の方々にこういった謝意といいますか謝罪といいますか、それをきちっとすべきだったなというふうな反省はしておるところであります。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） そうするとそのことについて、教育委員会としてはどうするかとかいう話し合いはされなかったわけですか。

○教育長（佐々木賢治君） 直接協議はしなかったと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） そういうことも反省の一つですね。

○教育長（佐々木賢治君） はい、一つ。大きな、反省ですね。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに御意見として、どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 私も3年半ほどかかわっていましたので、いろいろ本当に今思うと反省事項が出てきますが、当時はきちんとやっていたつもりですけれども、あの基本構想、十分修正しないで再提出と、いろいろ御指摘いただいております。先ほども吉田さんから御指摘いただいたのですが、再提出する前に、私のメモで「食育と学校給食を考える研究会」という組織がありますね。それから、まちづくり会議の皆さん方々が共同で構成して結果をまとめた、後藤先生も入っていらっしゃると先ほど聞きましたが、「食育と学校給食について」という資料をたしか平成22年1月だったでしょうか、いただいております。それらを今思えば修正するときに参考すべきだったなと、活用させて、全部でないにしてもその部分を、いわゆる資料として今保管しただけであって、大変申しわけないなと、そういうふう to 今、謝罪の気持ちでおります。そういうのがある意味で町民の皆様に迷惑をかけたと。せっかく用意した資料なのに何で活用しないのだと、これは指摘されればまさにそのとおりなのかなという反省の念でいっぱいあります。

○3番委員（後藤眞琴君） その資料も教育委員会に、教育委員のおのおのに配ったりして、検討していただくようなことはあったのですか。

○教育長（佐々木賢治君） そこまではしなかったと思います。済みません、そこは記録を見ないとちょっとあれなのですが。

○3番委員（後藤眞琴君） やっぱりそこも反省材料の1つ。

○教育長（佐々木賢治君） はい、そこをちょっと確認させていただきます。

○3番委員（後藤眞琴君） 個人的に、先ほども吉田さんの説明のとき申し上げましたが、僕か、あれは佐藤さんですね、夏休みに何もしないで、何十日かかかってつくり上げたものを教育委員の皆さんに読んでもらえなかったというのは、本当に残念なことです。

○委員長（佐々木勝男君） ほかに御意見をいただきたいと思います。どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） また1番に戻ってしまいますけれども、大きな物議を醸したということなのですが、基本構想を再提出する場合に、精査を具体的にやったことをやはり議事録に残してあれば、何度も何度もそのことについて話すことはなかったのではないかと思います。再提出する場合の精査について、議事録に残すべきであったと思います。どこにも書いていないと思います。

○教育長（佐々木賢治君） 成澤委員さん、再提出は2回あるのです、2回。剽窃が発覚して、そしてあと地震等でいろいろ仕事が遅れたのですが、平成24年3月29日に一部修正して提出しています。そのときは教育委員会で議論しています。会議録あります。

○2番委員（成澤明子君） 会議録はありますか。

○教育長（佐々木賢治君） ですから、そのときに先ほどの皆さんにいただいた資料等も当然手元にあったものですから、それを加味すればよかったのですが、ですからそのときの再提出のときには教育委員会で議論を完璧にやっていないのではないかと如果说ればそれまでですが、議論はして、会議録もあるはずです。

それからもう1つは、平成24年12月27日ですね。2つある基本構想を取り下げてもらって、原本を教育委員会で保管して、そしてさらに再々提出ですかね。そのときに、その修正したものを皆さんに見ていてくださいと、精査という言葉も使いましたが、何回か打ち合わせを持ちまして、そのことも結果的には迷惑をかけているのですけれども、会議録は作成しないでしまっているのですね。その部分なのです。

○2番委員（成澤明子君） そのこのところを残すべきだったと思いました。

○教育長（佐々木賢治君） ええ。それで、いわゆるこれも町民の皆様に迷惑をかけた大きなことかなと思っていますが、教育委員会の打ち合わせ会、会議規則では定例会それから臨時会のときには当然会議録を作成することになっていますが、いわゆる打ち合わせ会、定例会議をなかなか開けなくて何人かお集まりいただいて話し合いをします。そのときに会議録はなくてもいいというような解釈をしていたのですが、ただ内容によると思うのです、内容に。やはり事務的な打ち合わせでありませんでしたので、その部分についてやはり会議録をきちっと作成して、町民の方々に説明責任と言いますか、その辺についても指摘されれば、当時は必要ない

のでないかと判断したという回答をしていますけれども、やはり今回返却依頼の中に謝罪という、陳謝の中にこのことも当然含まれるのかなと私は思っています。以上です。

○3番委員（後藤眞琴君） 打ち合わせ会というのは、どういうことですか。

○教育長（佐々木賢治君） 冊子、基本構想を手渡して、そしてそこでこうでもないとなかなかできないものですから、一旦うちに持ち帰っていただいて、電話なりで連絡くださいという、結果的には余り直しはなかったのですけれども、そういう再提出する基本構想についての打ち合わせ会。

○3番委員（後藤眞琴君） 教育委員としての打ち合わせ会ですか。

○教育長（佐々木賢治君） 教育委員さん全部が出席したかどうかはちょっとあれですが。

○3番委員（後藤眞琴君） これは前にも申し上げたと思うのですけれども、教育委員のしおりというところで、それは会議にはならないのでないですか、教育委員会として。この辺のところ、教育委員会の運営の仕方を押さえておかないと、どこでしたか、前にも一度ちょっと待ってくださいね。

○委員長（佐々木勝男君） 24ページです、持ち回り会議。

○3番委員（後藤眞琴君） そうです。これで、きちっと集まってやらない限りは会議にならないのですということで、今までの会議の運営の仕方も、もしそういうことが会議になるというふうな教育委員会での理解だとしたら、その部分も反省部分に入るかもしれない。いま委員長さんから、その議決は無効であるというところの、「教育委員会は、複数の委員が同一の場所において相互に意見を交換し合うことによって正しい意思決定を導き出すことが大前提の合議制の執行機関である。したがって、たとえ会議規則によろうとも特定の場合について会議を招集することなく、いわゆる持ち回りによる議決を行ってもその議決は無効である」というふうになっておりますので、今までの慣例でそういうところも、もしそういう議決をしてそれが正式なものだというふうに教育委員会が理解しているとしたら、その結果町民にも迷惑をかける。その部分も反省の1つに入れておいた方がよろしいかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにお願いいたします。2番のところの町民の方々に対する迷惑をかけたことという項目について話を進めております。

○3番委員（後藤眞琴君） 吉田さんが提供してくれたものを参考にしてみますと、工事支出が無駄というところで、建設費の積算委託費、これはこの建設の積算委託をしないとかしいとかいうのは、これは教育委員会で決めたことなのですか。

○委員長（佐々木勝男君） 積算委託費ということですね。

○教育長（佐々木賢治君） それでは、私の記憶でよろしいですか。6項目の検討項目がありました。私が教育長になってすぐなのですけれども、それでそのうちに1つにお金がどの程度かかるのだから、それを積算したのかな。専門家にお願いしてありました。それは教育委員会でそこまでわからないでしょうから、町長部局で頼んだらという、私の記憶です。教育委員会で協議して、またそこに頼むのではなくて、私たちでそこまでももちろんわからないですよ。お金の専門的な部分なので。ですからプロに、これは町長部局で6項目提案されて、その部分については町長部局で手配するからというような記憶であります。その辺ちょっとわからないですね。間違ったら訂正させていただきます。

○委員長（佐々木勝男君） どうぞ。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 私も当時、総務課で入札の係をやっていたものですので、そのときの記憶でございますが、100%合っているかどうかはちょっと定かでないのもので、その点ご了解ください。

建設課がその件については発注をした上で、成果品は教育委員会でいただいたはずでございます。ですので、町長から6つの新たな提言を受けまして、その6つの提言をまとめるためにその給食施設を新たに建てた際の積算金額、または給食センターを町内2カ所に建てた際の金額、または給食施設を改修した際の金額、その3つの部分を積算するためにコンサルティング業者に委託したと記憶しております。その部分の成果品は教育委員会のほうにございますが、その発注までの手続は、当時の建設課が行ったと私も記憶しております。

○教育長（佐々木賢治君） 委員長、ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） では、休憩とします。

午後 4時35分 休憩

午後 4時50分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開いたします。

ただいまのところは、町民の方々に対して迷惑をかけたことということで、協議を進めております。これまでのほかに御意見をいただきながら進め、さらに次のところに移っていきたいと思いますが、今の町民の方々に関して、ほかに御意見をいただければと思います。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） この建設費の積算委託費という、休み時間に佐藤さんからお聞きしましたら、当時の教育総務課長さんが建設課に要求したと。ですから、教育総務課がしたということは、教育委員会がしたということにも通じていくわけですね。それが事実だとしたら、

やはりそういう運営の仕方は今後しないということも、やっぱり反省の材料の1つではないかと。

それから、委員長、もう1つ。例えば剽窃問題、それがなぜ起こったか。そういうなぜ起こったのかというようなことも、後でも結構ですけれどもこの教育委員会で議論していただければありがたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） この問題がどうして起こったのかということですね。実はもう1つの案件があるものですから、それが終わってから御意見をいただきたいと思います。

それでは、次の町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在というところがございますので、このところについて御意見をいただきたいと思うのですけれども。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） この辺のところは、ほかの委員さんのわからないところがあるかと思うのですけれども、議会で発言された委員長さんなり教育長さんなりから、ちょっと説明していただければありがたいのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） お願いします。

○教育長（佐々木賢治君） 大変厳しい指摘なのですが、確かに基本構想については剽窃問題、あるいは盗用問題等、多くの問題を抱えたものでありました。あの基本構想に基づくセンター化についてどうするのですかと、基本構想をどう思うのですかと、質問をいただきました。場合によっては、あるいはもう白紙撤回すべきではないかと、すぐ取り下げをして新たにつくり直すべきではないかと、そういった質問に対して、私は終始、基本構想あのものは全くいろいろな問題があるので、無効に近い状態だめなのですから、センター化に私自身の認識といますか、いろいろな方から話を聞いて、それは違うということのようですが、センター化に向けて教育委員会で議論してきたと、そういったことがあるので、その質問に対して、その要望等に、そのまま応えられません。それが言い逃れであると白紙答弁だと言われれば、そういうふうに取り取る方もいたのかなと。ただ、私自身は議会があるごとに、まるっきり別なことを言ったという認識はないという気持ちの整理でいます。大変、本当に厳しい状況でした。率直に申し上げますと。

○3番委員（後藤眞琴君） そうすると、教育長さんがそういう発言をされたというのは、あくまでも教育委員会での話し合いを踏まえて発言された。そうすると、十分な発言をできなかったということは、教育委員会でそのことについて十分な審議、あるいは議論をしていなかったというようなこともあるわけですか。

○教育長（佐々木賢治君） 議会が終わってから必ず、議会でこういう質問が出ました。これこ

れこういう答弁をしましたと。議会が始まる前に一般質問をいただくわけですが、そこですぐに教育委員会を開くという余裕はないのです。ただ、常日ごろ、例えばこういったことについて、基本的な考え方、姿勢については教育委員会で協議はされていましたが、その議会の質問に対してすぐ教育委員会を開いてそこで協議するという、一般質問に対してですね、それは物理的に無理なのです。ただ、予算絡みとか、前もってこれは教育委員会でいろいろな条例を制定するとか、そういう部分については当然議会の前に教育委員会で協議をして、それを議会でお願しようという議論はされますが、一般質問についてはなかなかすぐできない。

ですからそのとき、私が答弁するときには、今の質問については教育委員会でまだ協議されていけませんので明確な回答はできませんと、そう言って話してきたつもりです。

○3番委員（後藤眞琴君）　そうすると、特別、僕がいま教育長さんのお話から理解すると、やはり教育委員会としてその基本的なこと、そういうことに関してお話を十分にされていないのではないかと。もしされていたら、それを踏まえて教育長さんがお話しして、別に何ですか、言い逃れする必要もないし。この辺のところ、もし言い逃れするような誤解を与えるような発言はされなくてもよかったのではないかと思いますのですけれども、だからあくまでも教育長さんは、教育委員会で話し合われたことを踏まえて議会に答弁されていますよね。そうすると、曖昧なのは、教育委員会そのものが曖昧だったから、その曖昧な発言しかできなかったとしか受け取れないのですけれども、その辺いかがですか。

僕たちは何も教育長さんを責めているわけではなくて、教育委員会で十分話し合いをされていれば、当然それを踏まえて答えられる。では今の教育長さんのお話、これは教育委員会で話し合われていないので、今後話し合ってお答えしますので済むことだろうと思うのです。その辺のところは。

○教育長（佐々木賢治君）　質問の内容もあるのですけれども、教育長としてどう思いますかと言われた場合、かなり私自身不勉強のときは不勉強ですと言わせてもらいますけれども。ただ、全体で話し合ったことについては、これこれですと私は言ったつもりではあります。ですから、後藤委員さんが当時の教育委員会は十分に協議しなかったのではないかと御指摘されるのであれば、私はそのとき十分協議はしている、したものと思っております。

○委員長（佐々木勝男君）　後藤委員さんの意見としては、今後は十分議論をしてまいりましょうというようなことになってくるのかなと思うのですけれども、はい。

○3番委員（後藤眞琴君）　でも、教育長さんのお話、当時はそれなりに十分に議論をしていてこういう結果になったということですので、その辺のところはまだ。もし十分な議論をなされ

ていなかったとしたら、教育委員会としてこれからそういうことも十分に議論していくという反省の材料なるかと思うのですけれども、その辺のところは今のお話ではまだそこまでいかないのではないかと。

○委員長（佐々木勝男君） 反省の項目として、それを取り上げてほしいということですよ。

○3番委員（後藤眞琴君） もしそういうことであれば、僕は当時のことはわからないので聞きしているのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにお願いします。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 今の後藤委員さんのお話なのですが、当然私がそこで教育委員会としてどうなのと質問された場合答弁しますが、教育委員会で協議されたものについてしかはっきりとは明言はしません。当然のこと、合議制ですので。ただ、協議はまだそこまで至っていませんという場合はきちっと話しますし、あと言い方がどうも、これは教育委員会云々というよりは私個人の資質問題を問われればもう、そういう誤解、いわゆるしゃべり方なのかなと。その部分については、教育委員会というよりも私自身の反省にしていきたいなと。私の言い方ですね。教育委員会が適当に協議しているということではございません。私の言い方が不十分、説明がきちっとできないという私の資質だと思います。

○3番委員（後藤眞琴君） そういうことも含めて。

○委員長（佐々木勝男君） 町議会議員の質問に対する答弁の責任の所在ということでは、あとはよろしいでしょうか。どうぞ。

○教育長（佐々木賢治君） 私の資質といいますか、いわゆる的確な答弁、きちっとした対応をするという能力に欠けている面もあったと反省しております。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕はやはり教育長さんの資質の問題ではなくて、きちんと教育委員会でそういうことについてお話ができていれば、それをお話しすればいいはずですよ。それは何の問題もない。その辺のところがやっぱり不十分だったのでないかと。要するに、砕けた言い方をすれば、ほとんど議論していなかったと。そういうことがあるのではないかと。

それで吉田さんのちょっと参考にしますと、答弁の取り消しなんかというのが出てくるのも、多分教育長さんが、僕がこれ、そんたくして話していたら、また持ち帰って見たら、ちょっと違ったような話し合いになると。それで取り消しせざるを得ないような状況、そういうことを考えますとやっぱり、教育委員会としてこの具体的な問題に対してきちんと議論が十分にされていないのではないかと。

○教育長（佐々木賢治君） その12月の答弁の取り消しというのは、教育委員会でいろいろ協議

されたことについて質問があって、やりとり、一問一答ですから。それでやりとりしていて、やっぱり私も資質だと思うのですけれども、「これこれこうですね」と前に言われたことを、一問一答ですからつい「はい、そうです」と。私の頭の中の「はい、そうです」と、質問された議員さんの頭とずれてしまったのです。それで、お願いをして、あと議会運営委員会等と議長さんをお願いをして、そこの私が「はい、そうです」という部分の取り消しをお願いして、「実はこういうお話だったのです」とおわびするところはおわびして、そういう意味なのです。ですから、教育委員会で全然協議していないことを私がお話しして取り消したとか何とかではなくて、この12月の議会につきましては。説明させていただきました。

○委員長（佐々木勝男君） 全てご理解いただくのはちょっと難しいということですので。

○3番委員（後藤眞琴君） 単なる聞き間違いとか、そういう問題だということですか。

○委員長（佐々木勝男君） よろしいでしょうか。

あと、今3番目の課題について議論、協議をしていただきましたが、以上本日のことを終えて、後で何か出た場合にちょっとお話ししていただきたいと思うのですが、先ほど後藤委員さんのほうから、この給食の基本構想のことについて、どうしてこれが起こったのでしょうかということが出ております。それで、このことについて論議してほしいなということでご意見をいただいておりますので、このところをそれぞれの委員の皆さんから御意見をいただき、今後どういうふうにしてこれを私たちは考えていったらいいのか、進めていきたいと思います。

○2番委員（成澤明子君） すいません、確認ですけれども、それでは検証して反省することについては、ここで後から出てくるかもしれないけれども一区切りして、そして基本構想のことに移るわけですか。

○委員長（佐々木勝男君） 後で出てくるかもしれませんので。

○2番委員（成澤明子君） これで全てではないと。

○委員長（佐々木勝男君） 全てじゃない、はい。

○教育長（佐々木賢治君） 済みません、もう一回お願いします。

○委員長（佐々木勝男君） この給食の基本構想に関して、このような問題が起こったというのはなぜ起こったのだろうということを、後藤委員さんのほうから論議してほしいということで先ほどあったわけでございまして、それでそのことをいま取り上げて、各委員の皆さんからご意見をいただきたいというふうにして考えました。

○3番委員（後藤眞琴君） 今の一連の問題は、基本構想ばかりではなくて、こういういろいろな問題がどうして起こったのか。今から考えたらちょっとおかしいなということばかりですよ

ね。どうしてそれが起こったのかも含めて、議論していただきたいと思います。

基本構想に関しては、僕はこういうふうに考えています。これは、事務局が教育委員会に案として、素案として出したものを、教育委員会の委員の皆さんがそれぞれ真剣に検討されてやったというふうに思いたいのですけれども、よく読めばこの剽窃の問題は、その教育委員会の中で気が付いてしかるべきだったのでないかと思うのです。そうすると、教育委員会としてそれをきちんと読んだ上で本当に議論したのかというのが、どうしても僕は解けないのです。もし、僕が仮定したのがそういうことだとすれば、かなり曖昧な形でその議論をしたことにして済ませていたのではないかと、そういう運営の仕方が今までの教育委員会の根本にあったのではないかというふうに疑わざるを得ないのですよ。これは僕の意見。

○委員長（佐々木勝男君） ほかにお願いします。ほかにとは、今のことに関連してお願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） それで、また今の問題にもうちょっと補足したいのですけれども、その剽窃問題が明らかに問題になったときに、最初は教育委員会の態度は、あれは剽窃に値しないのだというような話し合いであったということですね。それでみんなが、教育委員会としてはそういう意見で一致する。それでだんだん話が来ると認めざるを得ない。その認めるときにも道義的な責任などというのは認めているとは全然思えないのですよね。だから修正すればいいのだと。修正して済む問題ではまずあり得ないと、そういうものが教育委員会としては出てこないようなところが、どうしても僕は見えてしまうのですね。その点も含めて考えますと、やっぱり僕は教育委員会でこれからも含めて何か議論するときには、本当に真剣に基本から議論していく、いかなければならないだろうと思うのです。

新たに要請を受けて議論していくときにも。そういうところ。これは、僕は2月からなって、月1回定例会で3日前に資料をもらって読んでも、本当にわからないところがたくさんある。そういうところをもうちょっとみんなで議論しながら、あるいは教育委員会として調べなければならぬところは調べて、それを踏まえて議論しないと、またまたこういう問題が再発しかねないのでないかと。

○教育長（佐々木賢治君） まさに今、後藤委員さんが言われたとおりだと思います。この基本構想について言えば、あれだけ問題があった基本構想、当時ですね、新聞でも大騒ぎして。なぜ取り下げをすぐにしなかったのかと、あるいはそれについて協議は余り深くやっていないようですね。ですから、やはり教育委員会として取り下げてもう一回作り直すということを、ただ結果論ですけれども、それぐらいの姿勢があってもよかったのかなと。

それで、今回3年半ずっとこれにかかわりのものがあるのですけれども、教育委員としての職務といいますか、任務といいますか、その辺をもう一回きちんと、私自身教育長としてもそうですけれども、確認、自覚をしないといけないのかなという反省をしているところです。やはり何が何であれ、やはり議論してだめなものはだめと、はっきり教育委員会としてですね。そのためには普段、教育委員としての任務をもう一回、どういうことをすべきなのか、場合によっては次回の定例会あたりで事務局と相談しているのですけれども、教育委員さんがいろいろこの部分についてはお願いをしたいと、例えばですよ。そういったことも視野に入れて、我々、教育長がこんなことを言っていたら本当に怒られるのですけれども、教育長は教育委員会で決められたことをしなさいと、後藤委員さんに怒られたら本当にそのとおりなのですから、ただきょうはこういう場なのでお許しいただきたいと思いますけれども、やはり私自身も含めて教育委員としての任務といいますか、職務内容ですか、この辺もう一回議論かなといま反省させられているところであります。済みません何度も。教育長としても不適切な発言かもしれません。

○委員長（佐々木勝男君） 役割の自覚と責任ということでお話をいただきました。

○3番委員（後藤眞琴君） いま教育委員の手引きを読みますが、教育長は必ず出席してアドバイスできると。それから、そのアドバイスの意味が、この今までの美里町の教育委員会がどういう意味内容で捉えているのかは僕自身把握していないのですけれども、それでアドバイスできて、それから後ろのほうには、自分から進んでアドバイスしていいようなものがあるのですね。ですから、その辺で、そのアドバイスの意味をこの教育委員会で確認する必要もある意味ではあるかもしれない。本当に「アドバイス」と片仮名語になっているのですよね。だから幾らでも拡大解釈もできるでしょうし、狭い意味にもとれる。その辺のところをどうするのか。そうすると、教育長さんがおっしゃられるような余計な発言になるのかもしれないことになりますしね。「しおり」の27、28で、教育長の職務権限というところで触れられておりますので。

「アドバイス」ではなくて、ごめんなさい。委員長、「助言」となっています。委員長、これ僕、訂正します。「アドバイス」じゃなくて、「助言」と思ったのですが、自分で勝手に。「助言することができる」となっています。日本語です。「議事について助言することができる」。訂正しなくてはならないです。「アドバイス」ではなくて、「助言」です。

○委員長（佐々木勝男君） 職務権限ね、はい。ほかの御意見でございましたらお願いします。

○2番委員（成澤明子君） それでは、ここのことについては、後藤委員さんと教育長さんのお話のとおりだと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 先ほど、役割の自覚、それぞれ委員の役割、自覚、責任というよう
なところでお話しいただいたし、当然その中でやっぱり役割分担なども、当然考え方では出て
くるのかなと思いますね。

そのことを踏まえて、いわゆる5月30日に提出した文章として、「今後、教育委員会といた
しましては」という文面のところがございます。町民の教育行政に対する信頼の回復に努める
とともにという、今後の方向性をどう教育委員会としてはやろうとしているのだということを
当然確認しておいて、それをもとに進めなければいけないというようなことになろうと思うの
です。いわゆる再発防止の手だてとか、改善策というようなところがかかわってくるだろうな
と思いますが、そういう方向で話を若干の時間進めていきたいと思いますが、よろしいでしょ
うか。

○3番委員（後藤眞琴君） いま委員長さんが提案されたのが、この依頼文書の中の第2パラグ
ラフにある教育委員会に対する町民の信頼をいかにしたら取り戻せるかと、そういうことから、
教育委員会がこういうことをして信頼を取り戻していくということを議論してくださいという
ことですか。

○教育長（佐々木賢治君） ごく当たり前のことかもしれませんが、教育行政を推進するときは、
視点は子どもたちだと思います。子どもたちの教育について、また教師もそうなのかもしれ
ませんが、どう教育委員会としてあるべきなのかと。先ほど来、教育委員会で協議、審議が不十分で
なかったかという言葉があちこちに出てきております。ですから、やはり信頼を回復するた
めには、現在の今の課題、問題よりも課題です。それを的確に把握して、教育委員会としてどう
すべきなのか、やはり深く協議をしてやっていくこと。それを何回も継続してやっていくこと
がまず大事なのだなと。それが信頼に結びつく指導。今までもやってきたのでしょうけれども、
まだまだ足りない、不足だというお話もたびたび出てきております。

ですから、今までの失敗等々を十分反省し、時間をかけて協議するところはきちっと協議し
ていかなければいけないのかなということを、今後の教育委員会としての取り組み、もちろん
これは家庭、保護者、地域住民の皆様方の意見等、三者との相互の連携協力に努めながらやっ
ていかななくてはいけないのかなと思いました。

○委員長（佐々木勝男君） はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕も、今の教育長さんの意見に賛成。まず、住民、町民の意見に十
分に耳を傾け、取り入れるべきところは取り入れ、そして教育委員会で十分に議論していくと。
これがまず、町民に対する信頼を取り戻す基本でないかというように僕も考えます。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○2番委員（成澤明子君） やっぱ信頼回復というのは、何か目新しいことを特別にやるということではなくて、教育長さんや後藤委員さんが話されたように、まず課題を常に把握して、それについてどうすべきかということを審議していくことが大事だと思いますし、あとは同時に、今この美里に限らず、美里を離れても教育に関して問題になっていることとか、あるいはこうあるべきだ、子どもはこうにして育つといったことを、やはりわかる機会というか、委員自体がわかる、知る機会というものも得て、そしてこういうことをするといいですよということで町の皆さんに投げかけていくということも、大事なのではないかなと思います。以上です。

○委員長（佐々木勝男君） はい、お願いします。

○3番委員（後藤眞琴君） 僕は自分の反省を込めてですけども、まず美里町の小中学校の教育の現状というのをまず、僕自身ほとんど知らないのですよね。これ、何かを議論するのに、これからもそうだと思うんですけども、教育委員のそれぞれがその現状をきちんと把握しておかないと、議論はできないのではないかなと思うのですよね。ですから、そういうことも、教育委員会として知るようなことも必要なのではないかなと思っております。

ただ、教育委員は非常勤ですので、その辺がどの絡みでどうなってくるのか、かなり負担になってくる部分も、それをしていく上ではあるのではないかなと思うのですよね。その辺を絡み合わせてどんなふうになってくるのかなと思うのですけれども、僕個人としてはできるだけことはしたいと思っているのですけれども、そのできるだけというのかなり曖昧な言葉で、じゃあ何ができるのだろうかというのと、とにかく学校のこと、それを一つ一つ自分なりに把握したいなというものはあります。僕なんか、この前南郷中学校に行くのにも、南郷中学校がどこにあるのかということもわからないで、佐々木勝基先生にここだというふうに教えてもらうようなのが現状ですので、これは僕の怠慢なのかもしれませんけれども。

あと、どういう子どもたちがいて、どういう先生がいて、どういう教え方をしているのかとか、そういうことも全くほとんどわからないで、この前南郷中学校に行って授業参観をさせてもらって、一部見せていただいて、ああこんなふうになっているんだという、本当にほんの断片をのぞいただけでした。

○委員長（佐々木勝男君） 佐藤委員さん。

○4番委員（佐藤三昭君） 教育委員会として、委員私自身の反省も含めて、意識の問題を含めてですね、やはりたださなければいけないことなのではないかなというふうには思っております。

す。会議のあり方も含めて、過去の資料そのものをどのように、方向性を捉えるかということと、それから今現状の中において、その継続されている協議、委員はそのとおり1年ごとにかわっていくわけですが、それがあたかも全てルールにのったというか、1つの継続性を持った方向として、それは当然そう考えていくことはあっても自然なことだと思うのですが、その中で改めるべきは改める。現状に合わせて議論、足元で議論立ち戻るといようなやっばり姿勢が一番大事なのではないかと。この基本構想についても、そこでの積み重ねの中で、どんどん方向がつけられ、塗られていく中に新しい中身で来ているといような、そういうやっばり問題もあったのではないかなと思うのです。特に住民の声を聞けるチャンスはあったという先ほどのいろんな中で出されていた話の中に、反省なんかにありましたけれども、そういう機会をやっばり逸してしまっているところが、そのような経過に基づいて何かつくられてしまった路線にのってしまうという、そこがやはりこの問題だけではなくて、教育の問題の中に、いろいろないじめとかいろいろなことも含めて、教育の学力の問題を含めて、やはりその時点でやっばりちゃんとその立ち位置で考えていくような委員会のあり方をつくっていかなければいけないのかなと思っています。

○委員長（佐々木勝男君） はい。再発防止策、改善策ということで、今お話を進めていただいておりますが、ほかに、これはやっばりきちんと押さえておく必要があるなというところをいただければと思うのですが。はい、どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） それと直接関係ないのですが、僕はこの教育委員会の議論に、例えば町民の方に例えば三昭委員がいま話したいじめの問題とか、それから基礎学力の向上の問題とかについてかなり突っ込んだ議論をして、傍聴者が、あそこに行けば、あの教育委員会の話を聞けば、いじめ問題も自分なりにもっと考えていかなければならない。基礎学力のことについても、自分なりに考えていかなければならない。積極的に傍聴者がふえるように、議論をここで進められたらいいなというふうに僕自身は考えている。そういうかなり本質的、深まった議論をしていければということで、そのためには僕たち自身がいじめの問題について、基礎学力についての基本的なことをいろいろ考えて勉強していかなければならないだろうとは思っております。

○委員長（佐々木勝男君） 委員としての資質向上ですね。

○3番委員（後藤眞琴君） まあ、それとは限りません。そういう人の集まりということにはなっておりますので。

○2番委員（成澤明子君） 私も教育委員になりたてのころに、秘密会というその「秘密」とい

う言葉が、とてもなんか特別に感じられて質問させてもらったのですけれども、やっぱり教員の皆さんというのは、今も恐らくこの時間も生徒の学力のことであつたり、生徒指導上のことであつたり、そういうことですごく頭を悩ましたり、実際に体を動かしていると思うのですね。そういったことの結晶である学力なり、生徒指導上の問題なりということを、公開しない、秘密会で行うということの意味は、個人が特定されることであるとか、学校が特定されることであるとか、そういったプライバシーにかかわるということが大きな問題だと思いますけれども、教育委員会自体も、今回の給食センターの問題と並ぶほどに学力のこととかに精力を費やしているわけなので、後藤委員さんがお話しされたように、どんな形でか公開が可能であるのならば、全てではなくてもそういったことをしたほうが、町の人たちにとっても教育委員会がこんなことで頭を悩ませているのだなという、その共感といいますか、共通理解といいますか、そういったことが得られるなと思っています。

○3番委員（後藤眞琴君） 成澤さんを含めてこれを言っておきたいなという、まだ言っていないので。例えば教育委員会の定例会というものを平日にするということは、傍聴者が限られる形になりますよね。そうすると開かれた教育委員会、町民に対する信頼を回復するためには、自由に、そんなに時間に都合つけないで教育委員会の傍聴ができるような、例えば日曜日とか土曜日とかそういうことも僕は考えていいのではないかと。今、こうやって普通の日に教育委員会を開いておりますと、傍聴者は限られてしまいますよね。そういうことは教育委員会ばかりでなくて、町で開かれる秘密会以外の傍聴者を認める会議はそうあつて僕は、そうならなくてはいいかという、考えているのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） その結論はちょっと出てこないと思いますけれども、ご意見として、今後協議していかなければならないと。

○3番委員（後藤眞琴君） ええ、そうですね。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、時間が大分たってしまいましたので申しわけないのですけれども、これまでに協議をしていただいたことを踏まえて、どうしてもひとつこれはというところがございましたらそれを受けて、あと一応協議という部分は終わらせていただきたいのですが、もしなければ協議はここで終了いたします。どうぞ。

○3番委員（後藤眞琴君） これも先ほど最初に問題になりました、箇条書きにするのか、文章で町長に提出するものを、その辺のところを確認しておいたほうがよろしいかと思います。

○委員長（佐々木勝男君） じゃあ、これまで協議していただいた内容について、一応取りまとめというようなことになりますが、その辺の表現の表記の仕方になろうと思うのですが、委員

の皆さんにちょっと御意見をいただきたいのですが、どういうふうにして進めていけばいいか。要は一旦事務局のほうで今も記録をとっておりますので、それに基づいて事務局で一応皆さんのほうからいただいた文言等をまとめていただいて、それを委員長と教育長、あと事務局というようなことでまとめて、そしてあと町長に提出すると。そのまとめ方については、箇条書きの部分もあるだろうし、あるいはそれだけではちょっと表現がわかりにくいところもあるので、その辺は事務局、委員長、あと教育長のほうに表現ちょっと任せていただければいいかなと思って私は考えておったのですが、あと再度集まるということは時間的にも、あと日程的にも難しいところもあるかと思いますが、そんな動きをしたいなと思うのですがどうでしょうか。

○3番委員（後藤眞琴君） 箇条書きでよろしいのではないかと思います、1つは。

それから、教育長さんと委員長さんと事務局がまとめたもの、それだけではやはり、どういうまとめ方をしたのか知らないで、町長さんに提出される前にやっぱり委員に示すべきでは。

○委員長（佐々木勝男君） それぞれの委員の皆さんにね。

○3番委員（後藤眞琴君） それは何らか集まってやるのか、あるいはファックスでやるのか、それでまた意見があったら述べてくださいとかいう形をとるのか、それはやっぱり必要なのではないかと思うのですが、いかがですか。

○委員長（佐々木勝男君） 事務局として何か考えているところはございますか。

○3番委員（後藤眞琴君） いや、委員長。事務局ではなくて、委員長。

○委員長（佐々木勝男君） じゃあ、それぞれ皆さん御意見をいただきます、どうぞ。

○2番委員（成澤明子君） きょうのところ、吉田さんの資料に負うところが大きかったと思うのですけれども、やはり教育委員会としてきちんとまとめることが必要だと思いますので、このようなことだよ、ということがある程度まとまった段階で、再度臨時会を開くなりして確認したら一番いいのではないかなと思います。最初のお話では、町長部局といいますかそちらに出すのはそんなに急ぐことではないというお話でもあったので、それは可能ではないかなと思います。

○委員長（佐々木勝男君） 私の答えの前に、ほかの意見をいただきたいのですが、どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） 私は、まとめていただいたものについて各委員で目を通す機会があって、そこに対してまた抜けているところがあるとか、そういうところについて申し上げる機会があって、そのうえで町長のほうに提出するという流れでいいと思いますけれども。

○委員長（佐々木勝男君） 再度集まらなくてもよいということですね。

○4番委員（佐藤三昭君） そうですね、こういう議論をちゃんとしっかりして、教育委員会は

どういうふうな考えを持つのかということはもちろんしっかりとしておくようにということで、委員会としての、町長が言われたからというのはなく、委員会としてそういう行為をしたというのがきょうの貴重なお話し合い場だったと思うのですが、それを町長に出すという行為について、私たちはこういうふうに考えましたというものを出す。最終的に文章になりますね。文章案をとって文書で出すのでないのですか。そこら辺の議論はないのですけれども、疑問等あればしっかりそれをまとめて、委員会なら委員会、再度にそこは話し合われればいいのではないかと思いますけれども。これをその後に美教総というこの文章でお出しになるということになれば、臨時会は必要かなと。私はそういう理解です。

○委員長（佐々木勝男君） 最初の協議は、これをまとめて、ただ記録として残しておくのではなくて、その提出を求められているわけです。そういうことから、どうするのですかということとを皆さんの意見をいただいて、そしてその方向を持っていくということです。

○3番委員（後藤眞琴君） ですから、まずそれをちゃんとした文章にするのか、箇条書きにしていくのかということ、それを委員の意見で、僕は箇条書きでいいのではないかと考えているのですが、きょうの話が含まれて、その3つの項目、その他という形、それでしていくという。それで、理想を言いますともう一度集まったほうがいいとは思いますが、そこまできなくても、これだけきょう僕は十分話し合っ、合意事項はみんな問題も共有したと思うのですが、それを踏まえてまとめてくれたものを佐藤委員さんがおっしゃるように町長に提出する前に何らかの形で委員の皆さんに、それで改めてつけ足すところあるかどうか確認して、またそれを委員長さんと教育長さんと事務局がまとめて、町長さんに提出する手続をとれば僕はいいのではないかと考えています。理想を言えば、成澤委員さんがおっしゃったことを、それが本当にいいことなのだろうと思いますけれども。僕自身がもう一回開くのが嫌だなという気持ちがあるから、こういうことを言うのも一部あります。正直言いますと。

○委員長（佐々木勝男君） 一応、もう1回ということではなくて、きょう出されたことを表現、表記したものをを見せてもらって、そしてこれが足りないよというようなこととか、これはこんなことは言っていないよとかいうことをきちんと確認して、あと全体の表記上このようにしてまとめてもらいたいというようなことを委員の皆さんから言ってもらって、それを提出するというような形になりますね。

○3番委員（後藤眞琴君） それでいいのではないのかなと。

○委員長（佐々木勝男君） そういう方向でよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

じゃあ、お願いしたいと思います。

それでは、委員長、そして教育長、事務局でまとめて、まとめたものを各委員の皆さんにもう一度目を通していただいて、御意見をいただいて、確認をして提出をするというようなことで進めたいと思います。

では、日程第2の美里町小牛田地域学校給食センター基本構想については、以上で協議を終了させていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、議事は終了いたしました。

本日は、日程第2の1件でございますので、教育委員会臨時会議は終了いたします。

長い時間お疲れ様でした。

午後 5時55分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課 寒河江 克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年 7月31日

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員